令和7年1月吉日

会員・関係者各位

公益社団法人八王子市シルバー人材センター

**令和6年分の確定申告等に関するお知らせ**

　日頃から当センター事業にご参画いただきありがとうございます。

　令和6年1月～12月の期間、請負就業実績のある会員全員へ「令和6年分　配分金支払証明書」を郵送いたしました。

　郵便事情によりますが、1月27日前後、遅くとも月末までにはお手元に届く予定です。

　つきましては、郵送した証明書内に掲載できなかった「税務署への所得税申告判断」及び「インボイス（適格請求書）制度による消費税の取扱い」についてお知らせいたしますので、就業実績のある方は以下のことについてご確認ください。

　※派遣就業の給与については実績のある会員全員に東京しごと財団より「源泉徴収票」が送付されており、配分金とは仕組みが異なるためここでは省略いたします。

**税務署への所得税申告判断について**

1. **収入が配分金のみの場合**

　〔年間配分金－必要経費等の控除額55万円〕の差額が〔基礎控除額48万円＋配偶者控除額及び扶養控除額＋その他の控除額〕の合計額を超えている場合、確定申告が必要です。

※区分により配偶者や扶養の控除額は異なりますので、ご自身の状況に応じて申告必要額をご確認ください。

[所得の種類・収入・必要経費の範囲等.pdf (nta.go.jp)](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2022/pdf/25.pdf)（外部リンク）

1. **配分金収入と公的年金収入がある場合**

　公的年金が400万円超の場合、又は400万円以下であっても配分金収入が75万円を超える場合は確定申告が必要です。（必要経費等の控除額55万円に「公的年金等に係る雑所得以外の所得金額」上限20万円を加算した額）

なお、生命保険契約等に基づく年金は公的年金等には含まれませんのでご注意ください。

[年金受給者の確定申告不要制度 | 政府広報オンライン (gov-online.go.jp)](https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201212/1.html)（外部リンク）

**③配分金・派遣事業給与以外のお問い合わせ**

◆配分金・公的年金以外の収入がある場合の所得控除及びその他の控除については税務署へお尋ねください。　 **【八王子税務署　：042-697-6221】**

◆所得税確定申告が必要ない場合であっても住民税申告が必要な場合があります。詳細は担当課へお尋ねください。 **【財政部住民税課：042-620-7219】**

**インボイス（適格請求書）制度による消費税の取扱いについて**

　配分金は請負契約に基づき働いた対価として支払われる報酬であり、消費税を含む内税方式でお支払いをしています。

本来会員皆様も取得消費税と支払消費税の差額を税務署へ納税しなければならないのですが『課税売上高が1,000万円以下の事業者は納税義務が免除される』ため、多くの方が免税事業者（非課税事業者）となります。

なお、インボイス制度施行後の現在もこの納税義務免除は適用されるため、**ご自身で課税事業者登録をされない限りは前述のとおり、納税不要となります。**

　余談ではありますが、シルバー人材センター（法人）としては令和5年度以降、免税事業者分の配分金にかかる所得税額を代わりに納付する義務が新たに生じているため、納税額が大幅増となり運営上の大きな課題となっています。

　公益事業を行う国の補助団体として納税額増により資金難に陥ることのないよう、市や都・国に対して支援要請や制度改革の要望を続けています。

また、当センターにおいては様々な経費削減に取り組み安定した運営を目指しています。

経費削減だけでなく、法律や時代に合わせた**デジタル化推進（ICT活用）**を行うためにも必要に応じて事務の見直しを進めていくことになりますので、会員の皆様におかれましてもご協力をよろしくお願いいたします。

特にフリーランス新法への対応等に関係する**Smile to Smile（スマスマ）**の利用推進を図るため、インターネット環境をお持ちの方は登録をお願いいたします。

以上になりますが、配分金やシルバー人材センターからの収入に関する内容についてご不明な点等ございましたら事務局経理担当までお問い合わせください。

**【シルバー人材センター事務局：042-626-1274】**